

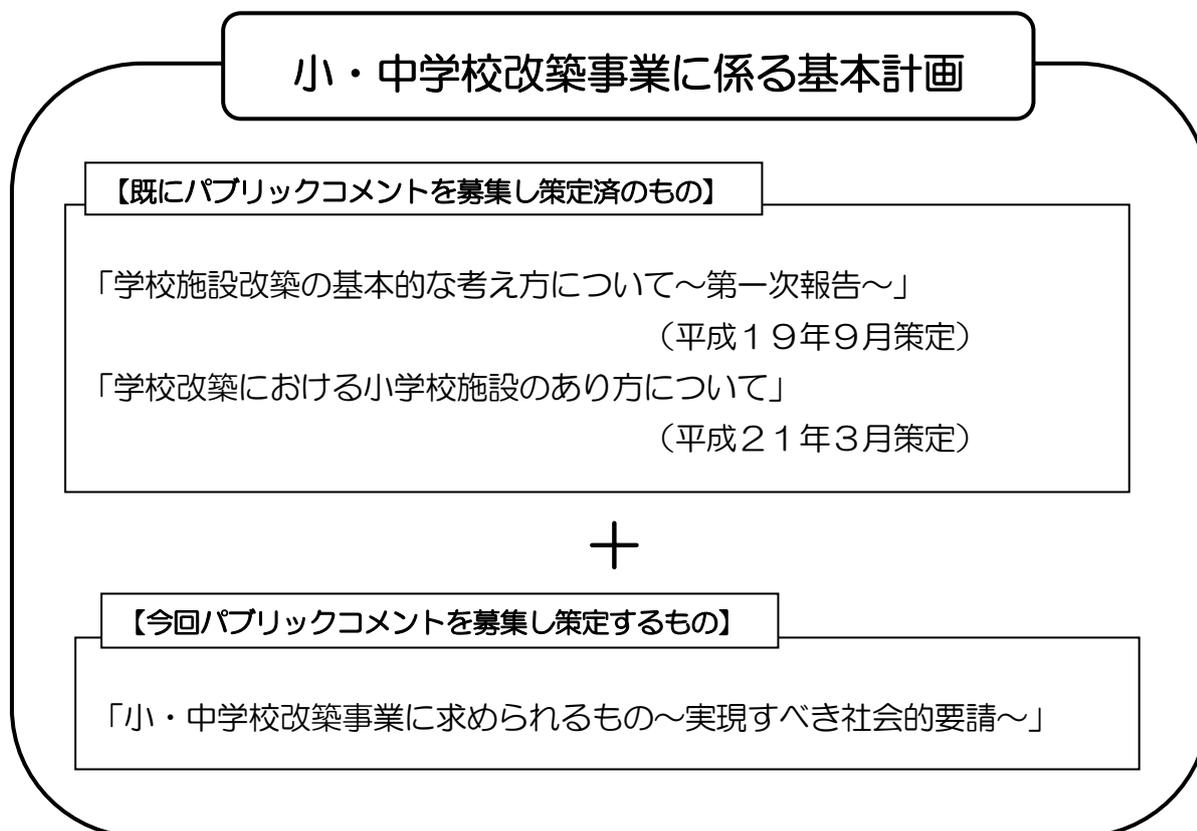
小・中学校改築事業に係る基本計画

当区では、平成23年度より小・中学校改築に着手し、以降20年以上にわたり総事業費2,000億円を超える事業の実施を予定している。

江戸川区公共調達基本条例第13条では、区民生活に密着し、地域社会の健全な発展のために特に重要な事業について「特定公共事業」、すなわち特に価格以外の要素を重視すべき事業として指定することが出来ると規定されている。

このたび、学校に求められる社会的要請の内容を踏まえ、小・中学校改築事業をこの特定公共事業に指定したところである。

さらに、同条例第14条では特定公共事業の遂行にあたっては、特定公共事業基本計画を作成することとなっており、このたび「小・中学校改築事業に求められるもの～実現すべき社会的要請～」を次頁以降のとおり策定し、既に策定済みの「学校施設改築の基本的な考え方について～第一次報告～」並びに「学校改築における小学校施設のあり方について」と合わせて、小・中学校改築事業に係る基本計画として位置付けることとする。



小・中学校改築事業に求められるもの ～ 実現すべき社会的要請 ～

小・中学校の施設は、小・中学校において行われる教育を効果的に推進する上での機能を十分に果たさなくてはならない。学校教育において、教室で行われる授業や児童・生徒と教員との人間的なつながりが重要なことはいうまでもない。しかし、そこでの教育活動が効果的に推進される上では、その教育活動が行われる物理的な空間が及ぼす影響も小さくない。

また、小・中学校は、建築物としての安全性は極めて高度なものである必要がある。子どもたちが日ごろ学ぶ上での十分な機能と万全の安全性を確保することは最低限の要請である。それだけではなく、災害時にもその機能を失わず、避難・復旧の拠点として十分に機能するものでなくてはならない。そのために、単に物理的に頑丈であれば良いものというだけではない。避難・復旧の拠点として発災直後から機能するためには、その建物の安全性や災害に対応できる能力なども完備していなくてはならない。

さらに、小・中学校は、地域活動の拠点となることも期待されている。小・中学校が選挙の際の投票所として利用されることは象徴的なものであるが、その他、PTA活動・ボランティア活動など、多様な地域活動において広く活用されることも、小・中学校に求められる機能のひとつである。

正に、小・中学校は地域活動の拠点として、重要な役割を持つ中心的な施設である。

この事業は、区の基本理念である、共育・協働・安心の実現に寄与し、区民の期待・要請に応え、活力溢れる地域社会の構築に繋がる特に重要な事業である。そこには極めて多様で重大な社会的要請が存在する。

以下、小・中学校改築事業における社会的要請について示すものとする。

1. 地域・社会貢献

(1) 教育への貢献

いうまでもなく、小・中学校は義務教育の場であり、教育が効果的に行われるために、安全性・教育環境への配慮が求められることは当然である。

また、教育活動は単に授業を受けるという形式で行われるだけでなく、様々な体験や人と人とのふれあいの中で行われることも多い。

区民には、地域の子どもたちは地域全体で育てていくという住民性がしっかりと根付いている。現在、区で行われている「すくすくスクール^{*1}」や「チャレンジ・ザ・ドリーム^{*2}」などは、それらの具体的な表れの一例である。請負業者には、こうした趣旨を踏まえて、様々な教育活動や学校行事への参加・協力が期待されている。

(2) 地域住民の活動への貢献

江戸川区においては、区民による各種のボランティア活動・地域活動等が盛んに行われ、自らのまちは自らの手でつくりあげるという気運に満ちている。

さらに、小・中学校は地域の象徴であり、現在地域活動の拠点として、学校の施設開放等により様々な活用がなされている。

また、区民の子どもや孫の通う学校の行事は、地域の大切なイベントである。その中には親子三代で同じ学校の卒業生といった例も数多く見受けられる。こうしたことから、区民は学校に対して深い愛着の念をもっている。

小・中学校は、江戸川区長期構想の目指す、「共育・協働」、「安全・安心のまちづくり」実現のための重要な施設であり、地域コミュニティの中心的な存在である。

そして、このように地域活動が盛んに繰り広げられていることこそが、区民と区が長年にわたり培ってきた地域力豊かなまちの姿である。

請負業者においても、この地域力をさらに高め充実させ、「共育・協働」、「安全・安心のまちづくり」を進めるという目標を区と共有し、その実現に向けて、区民・区と協働し、各種地域活動や防犯活動などに参加することが求められている。なお、地域活動の例としては、子育て支援、文化・スポーツ活動の振興、町会・自治会活動、環境活動、交通安全対策、国際交流活動、伝統文化の継承などが考えられる。

(3) 環境配慮

請負業者には、地球・地域環境に配慮した取り組みが求められる。

具体的には日本一のエコタウンを目指して、区民と区が協働して進めている「エコタウンえどがわ推進計画^{*3}」の理念を具現化するための取り組みなどがある。

2. 災害・緊急時対応、安全性

(1) 災害に対する事前準備

巨大地震や風水害は、いつ何時発生するか分からない。被害を最小限にとどめるためには、防災に対する意識をより一層高めることが大切である。

請負業者は、江戸川区地域防災計画^{*4}の目的達成に向けて、自社が持っている力を存分に発揮し、区民を守ろうとする地域への貢献意欲を表すことが求められる。

具体的には、江戸川区と実践的な災害協定（予防・応急及び復旧対策）を締結することや、日頃から地域での防災訓練に積極的に参加することなどが考えられる。

(2) 災害時における区への協力

小・中学校は、災害時には区民が安全を求める避難所として地域防災計画で指定されているため、発災時にもその機能を失わず、避難・復旧の拠点として十分に機能するものでなくてはならない。単に物理的に頑丈であれば良いというだけでなく、発災直後から十分に機能を発揮できることが必要である。そのためにも、建築物の安全性について早急に確認できることが重要である。

さらに、災害後の早急な避難所の開設や運営、応急補修や緊急対応、ライフライン確保なども、区民の生命、身体、財産を保護するうえで特に大切な事項である。

請負業者には、施工に携わった学校はもとより、避難所である小・中学校に技術者が現場に駆け付けるまでの時間や、応急措置のために必要な資機材や重機の搬入の対応など、緊急時に備えた態勢を整えることが求められる。

3. 雇用・地域経済の活性化

(1) 従業員の安定雇用・労働条件の整備状況

小・中学校改築事業は20年以上の長期にわたり巨額な投資が、納税者である区民の負担のもとに行われるものである。区民は、この投資が区民の福祉の増進及び区内経済の活性化に効果を発揮することはもとより、直接的な区民の雇用促進や雇用の安定化に繋がることを、期待するところである。

事業の及ぼす効果が区民生活にどのように反映されるか見定めるために、下請業者も含めて従業員における区民の雇用・勤務状況、賃金、安定雇用、労働条件等についての実態を把握し、その波及効果を確認する必要がある。

そのため請負業者は、雇用状況等の関連情報の提供が求められるほか、従業員の安定雇用や建設業を担う人材育成の重要性に鑑み、労働者の能力・資質向上のための研修や優秀な人材の採用なども行うことが求められる。

(2) 区内業者の活用

小・中学校改築事業が、長期にわたって推進されることは、地域産業にとっても、自ら発展するための大きなチャンスである。

地域の建設関係業者においては、この事業を、自らの企業力を高める機会として捉えて、技術者等の人材の確保や社員の研修などの努力で、組織力・経営力を向上させることにより、地域経済の活性化に貢献することが求められている。

そのために、下請業者への発注における、区内業者の活用状況や発注額及び区内業者への材料調達の発注実績などを見定め確認することが必要である。その実績及び計画などを確認する方法として、オープンブック方式^{*5}を参考とすることなどが考えられる。

よって、請負業者には、事前に工事施工体制計画等を提出することが求められる。

4. 創意工夫、工事体制、品質管理

(1) 工事に関する提案

改築工事が長期にわたることから、工事期間中の安全対策、騒音・振動対策、工期の短縮や児童・生徒との交流、工事過程の一部を授業の教材として利用するなど、請負業者の創意工夫に基づく積極的かつ主体的な提案がなされた場合は、その業者の意欲及び建築物や地域社会への愛着の表れとして捉える必要がある。

また、施設の公共性から、工事施工過程で発生する建築材等の産業廃棄物の分別の徹底や、リサイクルへの取組みに関しては、請負業者には法令遵守が強く求められるが、法令を超えた提案があった場合、その業者の環境に対する真摯な配慮の表れとして評価すべきである。

さらに、請負業者には、工事品質を上げるための創意工夫などを積極的に提案することも求められている。

(2) 工事成績・工事体制

施工過程及び竣工後検査で行われる工事成績評価において評価されるものは、まず、第一は請負業者の能力と意欲の表れとしての出来上がり・仕上がり状態である。そのためには、技術力の向上確保への努力を常に追求していかなくてはならない。よって、過去の工事成績評価は工事品質確保のための重要な判断指標になり得る。

また、今回の学校改築における工事成績評価の結果は、次回以降の業者選定にあたり重要な考慮要素とする必要がある。

さらに、施工過程の工事体制は、安全で円滑な工事遂行に向けての姿勢を判断するうえで、請負業者の意欲と能力が顕著に表れる事項である。担当技術者の過去の工事实績並びに成績、その体制づくりへの提案についても適切に判断する必要がある。

(3) 品質管理・アフターケア

小・中学校は、その建築物としての安全性は極めて高度なものである必要がある。子どもたちが日ごろ学ぶ上で、子どもたちの安全・安心を確保することは最低限の要請である。

さらに、小・中学校は、災害時にもその機能を失わず、避難・復旧の拠点として十分に機能するものでなくてはならない。当然のことながら、手抜き工事が許されないことはいうまでもない。

建築物の安全性の確保は、適正な施工体制のもと発注者による的確な工事監理の実施を通じて実現され、さらに時間的経過を伴う安全性の確認は、建築後の施設の使用を通じてなされるものである。

小・中学校のように、長期にわたり多様かつ重要な機能を果たすべき建築物が、真に安全性を確保し、効果的であると言えるためには、単に、安価で竣工すれば良いというものではなく、教育活動で使用された時に、学びの場として十分に機能し、子どもたちが快適な学校生活をおくれることが不可欠である。

よって、請負業者には、アフターメンテナンスの充実など、施設の状況を定期的に把握することにより、補修や修繕が必要となった場合のランニングコストの最小化を図ることや、教育活動に支障をきたさないよう短時間で対応することが求められる。

このように、学校という建築物においては、改築から次の改築までの総体的なライフサイクルコスト^{※6}が最小になることが求められている。

加えて、こうした施設の性格から、請負業者は工事の竣工をもって施設との繋がりが終わるものではなく、竣工後においても一定程度の責任を明確にする必要がある。

そのためにも、施工した建築物に誇りと愛着を表すものとして、躯体等の主要部分については瑕疵担保期間に限らず、長期間の保証をすることが求められる。

5. 社会情勢の変化、地域特性への配慮

(1) 社会情勢の変化

学校改築事業は、「学校施設改築の基本的な考え方について～第一次報告～」でいうとおり、20年間で71校が対象となり、さらにその先も残った学校の改築は必要となる。

こうした長い期間にわたる事業を考える時に、現時点でも、少子高齢化・経済の停滞・ITの普及など社会情勢の変化は目まぐるしく、また、区民のニーズも多様化する。こうした中で安全安心な社会づくりに向けての、区民の区政への期待は拡大、変化することが予測される。

区及び請負業者は、社会情勢の変化を的確にとらえ、その時々の実現すべき社会的要請について柔軟に対応していくことが求められる。

(2) 地域特性への配慮

江戸川区において、小・中学校は地域活動の拠点として、重要な役割を持つ中心的な施設であることから、それぞれの地域の歴史と風土が育んだ地域の特性に即応できるものでなくてはならない。

区及び請負業者は、地域の持つそれぞれの独自性を見極めるとともに、地域毎の現状と課題を踏まえて、地域特性に応じた配慮を不断に続けることが求められる。

用語解説

※1 すくすくスクール

「すくすくスクール」とは、地域住民が児童の健やかな成長を願って、放課後の江戸川区内の全小学校施設を利用して行われている「交流事業」です。様々な活動を通して、多くの人とふれあう体験の場であり、地域全体で子どもを育む学校です。

※2 チャレンジ・ザ・ドリーム

「チャレンジ・ザ・ドリーム」とは、江戸川区立の全中学校で行われている、中学2年生を対象とした、5日間の職場体験です。区内の企業・店舗等の協力を得て、多くの方々といふれあうことにより、社会性を身につけ、自分の将来を考える機会とする学習です。

※3 エコタウンえどがわ推進計画

「エコタウンえどがわ推進計画」とは、身近なことから地球温暖化防止を考えるとともに、地域として目指すべき温室効果ガスの削減目標を掲げ、この達成に向けて、区民、事業者、区が一体となって具体的な取り組みを進めていくため、平成20年2月に策定したものです。

※4 江戸川区地域防災計画

「江戸川区地域防災計画」とは、区及び防災関係各機関の役割、防災体制並びに区民及び事業者の責務を定めることによって、江戸川区として総合的に災害に対処するために定めた、災害対策基本法第42条、災害救助法第30条及び水防法第3条の規定に基づく、恒久的計画です。

※5 オープンブック方式

「オープンブック方式」とは、工事費用を施工者に支払う過程において、支払金額とその対価の公正さを明らかにするため、施工者が発注者に全てのコストに関する情報を開示し、発注者又は第三者が監査を行う方式のことです。

※6 ライフサイクルコスト

「ライフサイクルコスト」とは、製品や構造物などの費用を、調達・製造～使用～廃棄の段階をトータルして考えたもので、製品や構造物などの企画、設計に始まり、竣工、運用を経て、修繕、耐用年数の経過により解体処分するまでを建物の生涯と定義して、その全期間に要する費用を意味します。

ライフサイクルコストの低減を図るには、企画・計画段階から全費用を総合的に検討することが必要といわれます。製品や構造物等を低価格で調達、製造することが出来たとしても、それを使用する期間中におけるメンテナンス（保守・管理）、保険料、長期的な利払い、廃棄時の費用までも考慮しないと、総合的にみて高い費用となることから生まれた発想です。